

トキっ子くらぶ協賛規約

第1条（目的）

グローバルマーケティング株式会社（以下当社という）は当社が運営する「トキっ子くらぶ」（以下当くらぶという）に協賛する者（以下サポート店という）に関する基本的事項を、トキっ子くらぶ協賛規約（以下本規約という）として次のとおり定めるものとする。

第2条（用語の定義）

本規約において次の各号記載の用語をそれぞれ次の意味で使用する。

- ①「会員」 トキっ子くらぶ会員規約に同意のうえ当社所定の方法により入会の申込をし、当社が承諾した新潟県内在住の0歳以上18歳未満のお子様のいる個人
- ②「会員証」 当社が所定の方法により会員に対して発行するカード
- ③「サポート店」 本規約に同意のうえ当社所定の方法により協賛の申込をし、当社が審査承認後に会員に対して優待を提供する個人、法人、団体
- ④「優待」 会員証の提示など当社が取り決めた所定の方法により、サポート店において会員が受ける各種特典サービス

第3条（協賛の申込）

1. 当くらぶへの協賛の申込は、この本規約に同意し当社所定の申込手続きをとり必要事項を正確に記入して、当社に届け出ることにより申込を行うものとする。
2. 協賛契約（以下本契約という）は本条1項の申込に対して当社が審査を行い、承認したときに成立するものとする。

第4条（申込の拒絶）

当社は前条の申込に対し次の各号のいずれかに該当する場合、申込を拒絶できるものとする。この場合当社は申込者に対し拒絶理由を開示する義務を負わないものとする。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 優待の信用を害するおそれがあると当社が判断したとき
- ③ 申込者が当社との間で過去に何らかのトラブルを生じさせたことが判明したとき
- ④ 優待の内容を当社所定の方法で告知することが著しく困難なとき
- ⑤ 新潟県内に店舗、施設がないとき
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員に該当、関係していると認められるとき
- ⑦ 自らまたは第三者を利用して暴力的行為、詐欺、脅迫的行為、業務妨害行為、名誉毀損行為、不当要求行為等を行なっていると認められるとき
- ⑧ 18歳未満の者の利用が禁止されている業種、犯罪に結びつくもしくは結びつくおそれのあるとき、公序良俗に反するおそれのあるとき、優待の趣旨にふさわしくないと当社が判断したとき
- ⑨ 前各号に準ずることがあるとき
- ⑩ その他当社がサポート店として不適当と認めたとき

第5条（優待内容）

1. 優待の内容についてはサポート店において任意で定めることができるものとし、事前に当社に届け出るものとする。
2. 当社は優待内容またはその表示方法について適当でないと認めた場合は、サポート店に対してその停止または変更を求めることができます。
3. サポート店は会員が会員証を利用する際に優待を提供するもので、政治・宗教活動またはこれらに類する行為に利用することはできません。
4. サポート店は会員に対する優待の提供を自らの責任で行い、その結果損害や不利益を被った場合また損害や不利益を与えた場合は自らが責任を負い、当社はいかなる責任も負いません。

第6条（告知・紹介）

1. 当社はサポート店が会員に対して提供する情報について告知・紹介を、当くらぶのホームページ上で会員に対して実施します。
2. 告知・紹介の時期、方法、場所等は当社が定めるものとする。
3. 当社はサポート店が会員に対して提供する情報について、その正確性、確実性、集客性、顧客斡旋、法令・業界団体内部規則適合等のいかなる保証および責任を負いません。

第7条（サポート店の義務）

1. サポート店は会員に対して優待を誠実に提供するものとし、取扱店舗の内外で会員の確認しやすいところに、当社所定の優待取扱標識（以下ステッカーという）を掲出しなければならない。
2. 本契約が解約、解除となった場合はサポート店の負担において、すみやかにステッカーを取り外さなければならない。

第8条（地位の譲渡等の禁止）

1. サポート店は本契約上の地位を第三者に譲渡、貸与、担保提供等はできません。
2. サポート店は本契約にもとづいて行う優待の業務の全部または一部を第三者に委託はできません。
3. サポート店は合併、会社分割、相続等により当該サポート店の地位を承継する等経営の実態に変更があった場合、当社に対しすみやかに当該承継の事実を証明する書面を添えてその旨申し出るものとする。この場合サポート店継続については当社の承諾を得るものとする。

第9条（差別的取扱の禁止、協力義務、苦情処理）

1. サポート店は有効な会員証を提示した会員に対して正当な理由なく、優待の提供を拒絶するなど、会員に対して差別的取扱いをしないものとする。
2. サポート店は当社から依頼があった場合、会員の会員証の利用状況の調査に協力するものとする。ただしその調査に要する費用は原則としてサポート店が負担するものとする。
3. サポート店は会員から苦情、問い合わせを受けた場合、サポート店の費用と責任を持って対処し解決にあたるものとする。

第10条（無効会員証の取扱い）

サポート店は明らかに偽造、変造、模造したと判断できる会員証を提示された場合、ただちにその事実を当社に連絡するものとします。

第11条（営業秘密に関する守秘義務）

1.当社およびサポート店はともに本契約の履行上知り得た相手方の営業上、技術上その他の秘密情報をその責任において保持するものとし、相手方の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示、漏洩し、本規約に定める業務以外の目的に利用してはならない。

2.本条1項の定めは本契約終了後も効力を有するものとする。

第12条（個人情報の管理責任）

1.サポート店は本契約の履行上知り得た会員番号など会員の個人に関するいささいの情報を秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示、漏洩し、本規約に定める業務以外の目的に使用してはならない。

2.サポート店の個人情報の漏洩などに関し、会員を含む第三者から損害賠償請求などの申立てがなされた場合、サポート店の責任において解決し、その費用のすべてを負担するものとする。

3.本条1項2項の定めは本契約終了後も効力を有するものとする。

第13条（契約期間）

契約期間は1年間とし、契約期間満了1ヶ月前までにサポート店より当社に書面をもって解約を申し出ないときは、さらに1年間期間を更新し以後も同様とします。

第14条（協賛金）

サポート店から当社に支払われた協賛金は、支払い後においてはいかなる理由があってもいささい返還いたしません。なお協賛金額については別途定めるものとする。

第15条（解約）

サポート店および当社は、いずれも解約日の1ヶ月前までに書面をもって解約する旨の通知をすることにより、本契約を解約できるものとします。

第16条（契約の解除）

1.サポート店が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は事前に通知することなく本契約を解除できるものとします。

- ①本規約に違反したとき
- ②本規約第4条（申込の拒絶）に該当したとき
- ③振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、支払停止または支払不能となったとき、差押・仮差押・仮処分・競売の申立てまたは滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てを受けたときまたはこれらの申立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- ④監督官庁から営業の取消または停止処分を受けたとき
- ⑤サポート店の信用状況に重大な変化が生じたと当社が判断したとき
- ⑥故意または重大な過失によりその相手方に損害を与えたとき
- ⑦サポート店が届け出た住所に連絡がとれなくなったとき
- ⑧ その他当社がサポート店として不適当と認めたとき

2.本条1項による解除の場合、解除理由を開示する義務を負わないものとします。

3.本条1項による解除の場合、これによりサポート店が損害や不利益を被ったとしても当社はいかなる責任も負いません。

第17条（規約の変更）

1.当社は本規約をいつでも変更できるものとします。

2.本規約を変更したときは当らぶのホームページ上に表示しますが、表示した時点より変更後の規約の効力が生じるものとし、サポート店はこれに同意したものとみなされます。

第18条（届出事項の変更）

名称、住所、連絡先等変更の場合はすみやかに当社に通知いただき、当社所定の変更手続きをとるものとします。

第19条（損害賠償）

サポート店が本規約に違反して当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第20条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本国法が適用されるものとします。

第21条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については新潟地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

付則

平成18年12月1日	規約制定
平成27年4月1日	改定
平成30年6月1日	改定

<子育て支援パスポート協賛店申込書—新潟県用>

確認書

1. 誓約

- トキっ子くらぶ協賛規約に同意の上、サポート店登録の申込をいたします。
- 定められた協賛金を支払います。
- サポート店としてふさわしくないと認めるときは、登録のお断りまたは取り消しされても、異存はありません。

2. 暴対(誓約)

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員に該当、関係していないこと、かつ将来にわたっても該当、関係しないこと、および自らまたは第三者を利用して暴力的行為、詐欺、脅迫的行為、業務妨害行為、名誉毀損行為、不当要求行為等を行わないことを誓約します。